

## 旧（現行）

### 第 4 章 役 員

第 8 条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1 名、副会長若干名（校長を含む）及び監事 3 名は、理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。
- (2) 理事は、会員 1.0 名毎に 1 名を選出することを原則とする。教職員は、全員理事とする。
- (3) 常任理事は、理事のうち第 1 3 条第 2 項により選出された専門部長、副部長、第 1 4 条第 3 項により選出された学年委員長、副学年委員長及び教頭、事務長とする。
- (4) 幹事若干名は、教職員の中から校長が推薦し、会長が委嘱する。

### 第 5 章 機 関

第 13 条 専門部会には、次の部をおく。理事は、いずれかの部に所属する。

- (1) 進路指導部
- (2) 生徒指導部
- (3) 広報部
- (4) 厚生文化部
- (5) 研修部

2 各部は、構成員の互選により、正・副部長を選出し、会務の推進にあたる。

第 14 条 学年会は、当該学年の会員をもって組織し、それぞれ 1 学年会、2 学年会、3 学年会とする。

- 2 各学年の理事は、各学年委員会を組織する。
- 3 各学年委員会は、委員の互選により学年委員長 1 名、副学年委員長 2 名を選出し、各学年会の会務の推進にあたる。

### 附 則

1. 本会則は昭和 4 2 年 5 月 1 3 日から施行する。

～

1 6. 本会則は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 新（改正案）

### 第 4 章 役 員

第 8 条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1 名、副会長若干名（校長を含む）及び監事 3 名は、理事会において選出し、総会の承認を得るものとする。
- (2) 理事は、**各学年 4 0 名程度**を選出することを原則とする。教職員は、全員理事とする。
- (3) 常任理事は、理事のうち第 1 3 条第 2 項により選出された専門部長、副部長、第 1 4 条第 3 項により選出された学年委員長、副学年委員長及び教頭、事務長とする。
- (4) 幹事若干名は、教職員の中から校長が推薦し、会長が委嘱する。

### 第 5 章 機 関

第 13 条 専門部会には、次の部をおく。理事は、いずれかの部に所属する。

- (1) **進路研修部**
- (2) **厚生部**
- (3) **広報部**

2 各部は、構成員の互選により、**部長 1 名・副部長 2 名程度**を選出し、会務の推進にあたる。

第 14 条 学年会は、当該学年の会員をもって組織し、それぞれ 1 学年会、2 学年会、3 学年会とする。

- 2 各学年の理事は、各学年委員会を組織する。
- 3 各学年委員会は、委員の互選により学年委員長 1 名、副学年委員長 2 名 **程度**を選出し、各学年会の会務の推進にあたる。

### 附 則

1. 本会則は昭和 4 2 年 5 月 1 3 日から施行する。

～

1 6. 本会則は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

1 7. 本会則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。